

抗原研究会規約

1. 目的

アレルギー性疾患の研究上必要不可欠であって、国内ではいまだ承認されていない抗原などを会員の要請に基づいて入手し研究を行う。

2. 会員

財団法人日本アレルギー協会の個人会員であり、抗原などを希望する研究者は、抗原研究会(以下「研究会」という)に要請すれば研究会会員として登録される。

ただし、研究会は会員がこの規約に違反した場合は会員から除名する。

3. 事務局

研究会の事務局は、財団法人日本アレルギー協会内におき、代表者は理事長とする。

4. 抗原などの入手、供給

抗原などは、代表者より任命された担当者が会員の要請を受けて入手し、会員に供給する。

5. 経費負担

会員は、供給された抗原などの代価および諸経費の実費合計額を負担する。

6. 使用責任

会員に供給された抗原などは、あくまでも会員個人の責任で研究目的に使用する。また、1.に掲げた目的に反して使用してはならない。

7. 研究結果

会員は、研究会から要請があった場合は、いつでも研究会に対して当該抗原などに関する研究データを提供しなければならない。

また、当該抗原などの使用状況等に関する報告を求められた時も同様とする。

8. 附則

この改正規約は、平成 16 年 6 月 1 日より施行する。